

国民健康保険のお手続きについて

国民健康保険は、病気や怪我に備えて加入者の全員がお金を出し合い、病院や診療所へかかるときの医療費の補助等にあてる助け合いの制度です。

職場の健康保険加入者以外の方は、国民健康保険に加入します。

国民健康保険では大人や子どもの区別はなく、全員が被保険者です。ただし、加入は世帯単位で手続きをし、世帯主がその届出を行います。

具体的には、次のような方が国民健康保険の加入者になります。

- 自営業をしている方
- 農業や漁業をしている方
- 退職して職場の健康保険等を脱退した方
- パートやアルバイトをしていて、職場の健康保険等に加入していない人
- 外国人登録をしていて、概ね1年以上日本に滞在することを認められた外国籍の方

※ 国保の加入・喪失の届出は、加入したりやめる理由が発生したときから14日以内に行ってください。

次のような場合、14日以内に届け出してください。

(注意) 平成28年1月からの届出には、

1. マイナンバー確認書類（郵送の場合はコピー）

➢ 個人番号カード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写しなど

2. 本人確認書類（郵送の場合はコピー）

- 1点の場合は、個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートなどのうち、いずれか1点
- 2点の場合は、年金手帳、学生証、預金通帳、医療受給者証などのうち、いずれか2点

以上の書類が必要となりますので、必ずお持ちください。

項目	内容	届出に必要なもの
国民健康保険に加入しなければならないとき	他の市町村から転入したとき	マイナンバー確認書類（個人番号カード、通知カードなど）、本人確認書類、すでに家族が加入している場合はその保険証（資格確認書または資格情報のお知らせ）
	勤務先の健康保険をやめたとき（被扶養者からはずれたとき）	マイナンバー確認書類（個人番号カード、通知カードなど）、本人確認書類、勤務先の健康保険をやめた証明書、すでに家族が加入している場合はその保険証（資格確認書または資格情報のお知らせ）
	子どもが生まれたとき	マイナンバー確認書類（個人番号カード、通知カードなど）、本人確認書類、保険証（資格確認書または資格情報のお知らせ）
	生活保護を受けなくなったとき	マイナンバー確認書類（個人番号カード、通知カードなど）、本人確認書類、すでに家族が加入している場合はその保険証（資格確認書または資格情報のお知らせ）

項目	内容	届出に必要なもの
加入の必要がなくなるとき	他の市町村へ転出するとき	マイナンバー確認書類（個人番号カード、通知カードなど）、 本人確認書類 、保険証（資格確認書または資格情報のお知らせ）
	勤務先の健康保険に入ったとき	マイナンバー確認書類（個人番号カード、通知カードなど）、 本人確認書類 、両方の保険証（資格確認書または資格情報のお知らせ）（勤務先の保険証が未交付のときは証明できるもの）
	死亡したとき	マイナンバー確認書類（個人番号カード、通知カードなど）、 本人確認書類 、印鑑、保険証（資格確認書または資格情報のお知らせ）
	生活保護を受けるようになったとき	マイナンバー確認書類（個人番号カード、通知カードなど）、 本人確認書類 、保険証（資格確認書または資格情報のお知らせ）
その他	他の市町村へ転出するとき	マイナンバー確認書類（個人番号カード、通知カードなど）、 本人確認書類 、保険証（資格確認書または資格情報のお知らせ）
	愛南町内で住所が変わったとき	マイナンバー確認書類（個人番号カード、通知カードなど）、 本人確認書類 、保険証（資格確認書または資格情報のお知らせ）
	世帯主や氏名が変わったとき	マイナンバー確認書類（個人番号カード、通知カードなど）、 本人確認書類 、保険証（資格確認書または資格情報のお知らせ）
	世帯分離または一緒にしたとき	マイナンバー確認書類（個人番号カード、通知カードなど）、 本人確認書類 、保険証（資格確認書または資格情報のお知らせ）
	保険証（資格確認書または資格情報のお知らせ）をなくしたとき	マイナンバー確認書類（個人番号カード、通知カードなど）、 本人確認書類
	修学で他の市区町村に転出するため別の保険に切替が必要なきとき	マイナンバー確認書類（個人番号カード、通知カードなど）、 本人確認書類 、印鑑、 在学証明書 、保険証（資格確認書または資格情報のお知らせ）
	施設入所で他の市町村に転出するため別の保険に切替が必要なきとき	マイナンバー確認書類（個人番号カード、通知カードなど）、 本人確認書類 、印鑑、保険証（資格確認書または資格情報のお知らせ）